

八王子市国民保護計画の概要

第1編 総論

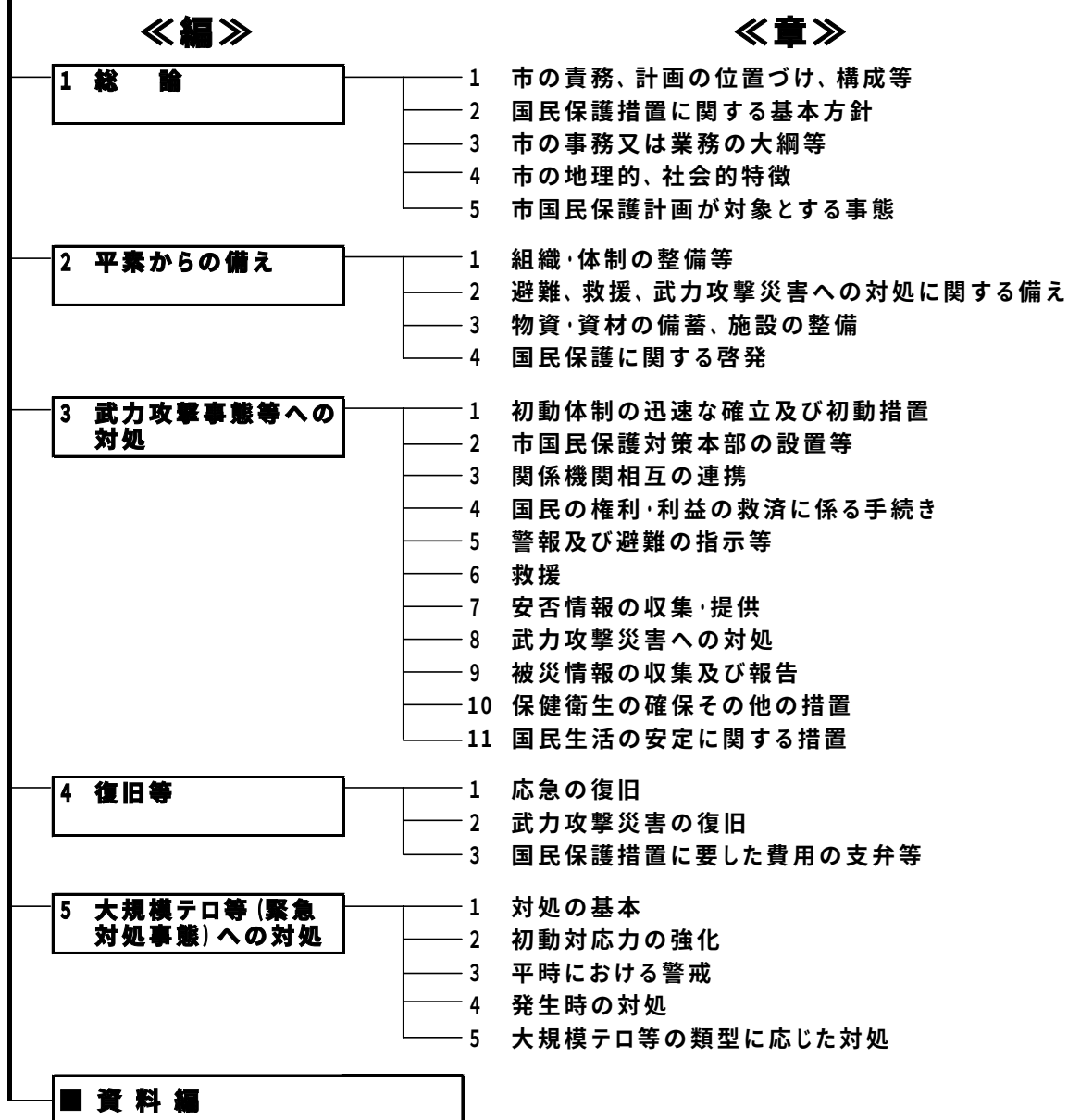
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1節 市の責務及び計画の目的・根拠

- 「国民保護法」及び「国民の保護に関する基本指針」、「東京都国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等において国民保護措置を迅速・的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済への影響を最小とすることを目的とする。

第2節 計画の構成

八王子市国民保護計画



第3節 計画の見直し、変更手続

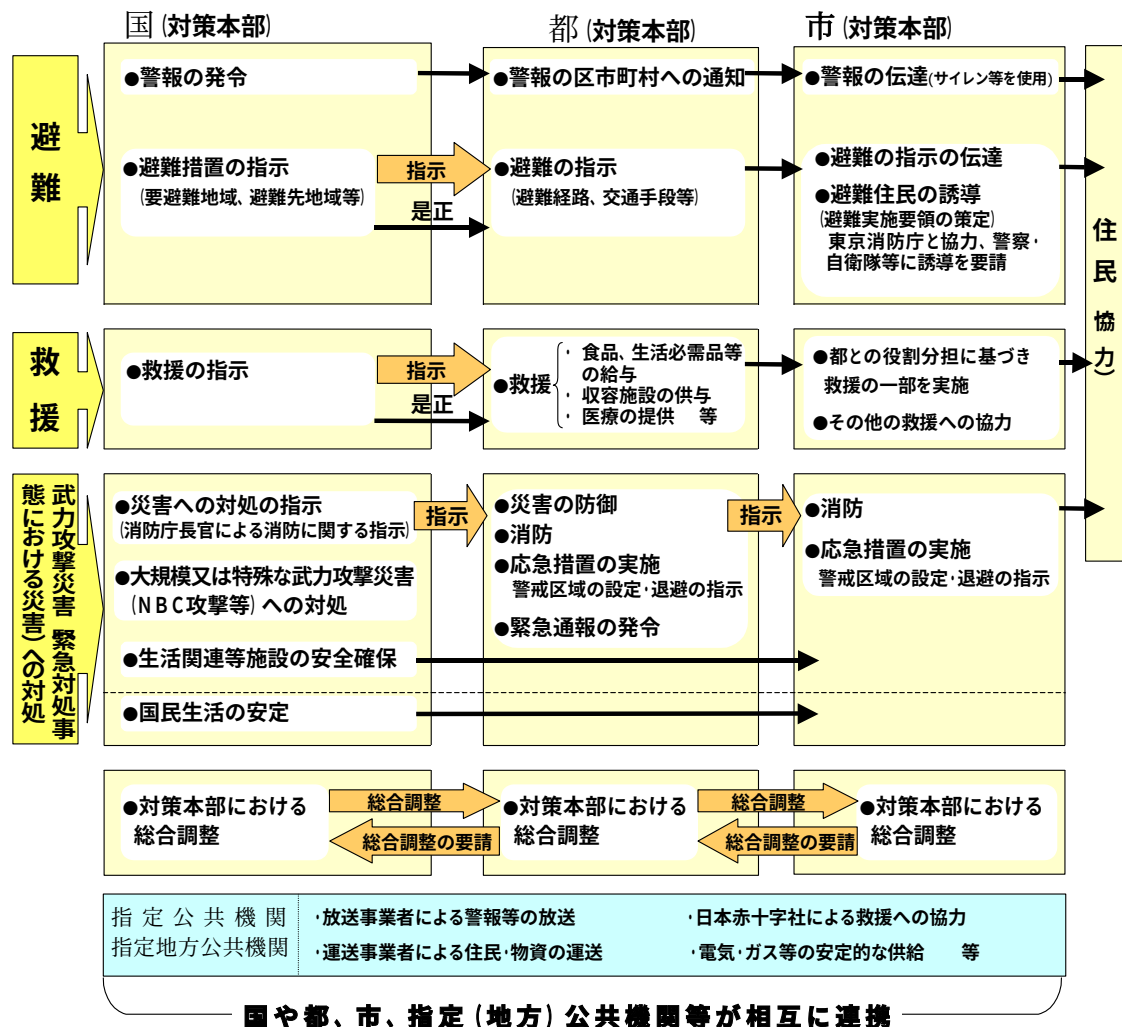
- 今後、国の国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- ・ 憲法の保障する基本的人権を尊重する
- ・ 国民保護措置実施に伴う損害補償等、国民の権利利益の救済を迅速に行う
- ・ 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供する
- ・ 平素から、都や近隣市町村、公共機関等との相互の連携協力体制を整備する
- ・ 国民に対し、必要な援助について協力を要請する
- ・ 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施を確保する
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重する
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する
- ・ 外国人についても国民保護措置の対象であることに留意する

第3章 市の事務又は業務の大綱等

- 関係機関の国民保護に関する業務の全体像を示すとともに、市が果たすべき事務又は業務の大綱を定める。



第4章 市の地理的、社会的特徴

- 国民保護措置を迅速・的確に実施するため、考慮しておくべき市の地理的・社会的特徴を示す。

《主な特徴》

- ・人口54万人を擁する多摩地域の中核都市
- ・国道が市街地を交差、高速道路も抱える交通要衝の地
- ・7路線の鉄道を抱え、八王子駅では1日平均16万人以上が乗降
- ・高尾山には年間250万人が訪れるなど、多くの観光客が存在
- ・22大学・10万人を超える学生を抱える全国有数の学園都市

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

- 都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

N=Nuclear：核（物質） B=Biological：生物剤 C=Chemical：化学剤

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急処理事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） ② 大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅、列車等） ③ 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市の組織・体制の整備

- 市の各部等は、国民保護措置を迅速・的確に行うため、平素からその準備に係る業務を行う。
- 武力攻撃等の状況に応じて、適切な対応がとれるよう、初動体制や市職員の参集基準等を定める。
- 国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとにあらかじめ担当部を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

- 都や他の区市町村、指定地方公共機関等との連携体制を整備する。

《主な内容》

- ・ 自然災害対策のための連携体制を活用する
- ・ 近隣市町村との連携や事業者等の協力が得るため、既存の協定の見直し等を行う
- ・ 警察や消防、医療機関とも連携を図る
- ・ 自主防災組織やボランティア団体等の国民保護に係る協力や円滑な活動・連携が得られるよう支援を行う

第3節 通信の確保

- 非常通信体制を整備するとともに、情報伝達ルートの多ルート化や非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

- 防災行政無線の整備や関係団体等との協力関係の構築等、警報や避難の指示の伝達体制を整備する。
- 大規模集客施設等に対する情報の伝達体制は、都との役割分担により定めるが、市の地域特性も考慮し伝達体制を検討する。
《情報伝達に際し特に考慮する事項》
 - ・ 八王子駅周辺の中心市街地の買い物客や高尾山等を訪れている観光客
 - ・ 市内の大学に通う学生
 - ・ 老人ホームや通所施設等の福祉施設
- 情報のデータベース化に努めるなど、被災情報や安否情報を収集・整理し、迅速・的確に提供する体制を整備する。

第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

- 国のガイドライン等に基づき、特殊標章等の作成・管理を適切に行う。

第6節 研修及び訓練

- 研修等を通じて国民保護措置の実施に必要な市職員の知識の習得に努めると共に、行動や判断を伴う実践的な訓練により、国民保護に関する対処能力の向上を図る。

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え

- 迅速に避難住民等の誘導が行えるよう、平素から必要な情報を把握しておくとともに、関係機関との連携・協力体制の確保を図る。
- 避難誘導をする際に策定する避難実施要領については、あらかじめ複数のパターンを作成する。この場合、特に高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法、山間部の交通事情等に配慮する。

- 市が行う救援の内容について、都と協議し明らかにするとともに、避難に関する取組みと平行し、情報把握や連携・協力体制の確保を図る。
- 避難住民や緊急物資等の運送を円滑に行えるよう、平素から運送事業者の輸送力等の把握に努める。
- 国民保護に係る避難施設は、都が指定することから、市はその指定に協力する。
- 生活関連等施設（電気・ガス・水道施設や危険物質の取扱所等）の情報を把握し、連絡体制を整備する。

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

- 国民保護措置に必要な物資・資材は、原則として自然災害のための備蓄と相互に兼ねることとし、新たに必要となるものについては、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、備蓄・調達するよう努める。
- 市が管理する施設・設備については、国民保護措置の実施も念頭におきながら、整備や点検を行う。

第4章 国民保護に関する啓発

- 国民保護についての正しい知識や武力攻撃事態等における適切な行動に関して、広報紙やパンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用して啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

- 突然、建物が破壊されるなどの事案が発生した場合は、既存の危機管理体制により危機管理本部等を設置し、情報の収集や関係機関への連絡等の初動措置を行う。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

- 内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合は、迅速に八王子市国民保護対策本部（市保護本部）を設置し、関係機関と連携協力して市内における国民保護措置を総合的に推進する。

第3章 関係機関相互の連携

- 都の対策本部等と連携し、国や指定公共機関への国民保護措置の実施要請や国民保護措置を行う自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等を行う。
- 町会・自治会や自主防災組織の避難誘導への協力、ボランティアの受入れ等については安全を確保し、必要な支援や体制の確保に努める。
- 避難誘導や救援等の措置を行うために必要がある場合は、住民に対して協力を要請する。この場合、住民の自主性を尊重すると共に、安全の確保に十分に配慮する。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

- 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てなどの国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、問い合わせ等に対応する総合的な窓口を開設する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

- 国の対策本部長により警報が発令され、その通知を受けた場合は、あらかじめ定めた方法により、速やかに住民や関係団体、福祉施設等に警報の内容を伝達する。

《伝達要領》

- ・武力攻撃が迫っているか発生した場合

防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で鳴らして注意喚起をした後、警報が発令された事実等を周知する。（市内に危険が及んでいない場合は、サイレンは原則として使用しない）

防災行政無線のほか、広報車の使用、町会・自治会や自主防災組織への協力依頼、警察・消防との連携等により周知を図る。

- この場合、特に高齢者や障害者、外国人等の災害時要援護者への伝達に配慮する。

第2節 避難住民の誘導等

- 都により避難の指示が行われた場合は、警報の伝達方法に準じて、その内容を住民等に伝達する。
- 避難住民の誘導は、避難の指示に基づき、避難の経路や手段、市職員の配置等を避難実施要領に定めたうで行う。

《避難誘導の基本的事項》

- ・町会・自治会、学校、事業所等を単位として避難先地域まで誘導する
- ・消防・警察の協力を得つつ、情報共有等により現場での調整を円滑に行う
- ・町会・自治会や自主防災組織などに誘導の協力を要請する
- ・避難住民に情報を適時適切に提供するとともに、食品や飲料水の供給を行う
- ・特に高齢者や障害者、外国人等の避難に配慮し、残留者への対応も的確に行う
- ・必要に応じ、都への支援要請や運送事業者である指定（地方）公共機関に運送の求めなどを行う

- 攻撃の規模や避難の時間的余裕により避難の形態が違うことから、それらに応じて適切に誘導を行う。

第6章 救援

- 都や関係機関と連携を図りながら、避難住民や被災住民に対し、避難所の開設・運営、食品・飲料水・生活必需品の供給、電話等の通信設備の提供、学用品の給与等の救援を行う。

第7章 安否情報の収集・提供

- 避難所等からの安否情報を収集・整理し、都に報告する。また、安否情報の提供窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ住民等の照会に速やかに応じる。
- 外国人の安否情報の収集・提供について、日本赤十字社に協力する。

第8章 武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃による被害を最小化するため、緊急の必要がある場合は、屋外または屋内への退避の指示、警戒区域の設定、生活関連等施設の安全確保、NBC攻撃による災害への対処等の措置を行う。
- 消火、救助・救急については消防や医療機関と連携した活動を行う。

第9章 被災情報の収集及び報告

- 武力攻撃災害が発生した日時や場所、地域、人的・物的被害の状況等の被災情報を収集し、都に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

- 避難先地域における避難住民の生活状況等を把握し、その状況に応じて保健衛生の確保を図る。
- 廃棄物については、環境大臣が定める特例基準等に基づき、適切に処分する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

- 生活関連物資等の価格安定について、都などが行う措置に協力する。
- 被災児童に対しては、教育に支障が生じないように対応するとともに、市税の減免、水の安定供給、市道の適切な管理等により生活の安定を図る。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 市が管理する施設や設備、通信機器等に被害が発生した場合は、安全の確保に留意しつつ迅速に一時的な修繕や補修などを行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 本格的な復旧については、国の方針策定や所要の法整備がなされた後、都と連携して行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用で市が支弁したものについては、国に対して負担金の請求を行う。
- 国民保護措置の実施に際して損失や損害を与えた場合は、法令の定める手続きに従って補償する。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 対処の基本

- 大規模テロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態等における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の内容・手続き等に準じる。
- 突発的にテロ等が発生した場合は、自然災害対策のしくみを活用して対応する。

第2章 初動対応力の強化

- 危機管理体制の充実、発生現地における連携協力体制の構築、訓練の実施などにより、初動対応力の強化を図る。
- 市の施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する不特定多数の人々に速やかに情報が伝達できるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第3章 平時における警戒

- 常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めるとともに、全庁的に情報を共有し、必要に応じて警戒対応の強化等を行う。

第4章 発生時の対処

- 政府の指定がある場合は八王子市緊急事態対処対策本部（市緊対本部）、指定がない場合は既存の災害対策本部等を設置し、迅速・的確に対処する。特に、突発的に発生した場合の応急措置（パニックの防止等）を重視する。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

- 大規模テロ等の類型に応じ、攻撃による影響や平素の備え、対処上の留意事項を踏まえて、措置を行う。